

東京青森県高校同窓会連合会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、東京青森県高校同窓会連合会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、首都圏に所在する青森県各高校同窓会（以下「各校同窓会」という。）の活性化と連帯の強化を図り、併せてふるさと青森県の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換により、各校同窓会の活性化に寄与する。
- (2) 各校同窓会の親睦及び連帯の強化を図る。
- (3) ふるさと青森県発展に協力する。

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する首都圏所在の各校同窓会をもって組織する。

2 前項のほか、本会に加盟していない各校同窓会の会員で、第2条の目的に賛同する者は、会員（以下「個人会員」という。）となることができる。

第二章 役 員

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会 計 4名
- (7) 事務局員 若干名

2 前項のほか、本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、監事及び会計は、役員相互により選任する。

- 2 理事は、各校同窓会から2名選出するほか、会長が指名する者を当てることができる。
- 3 事務局長および事務局員は、会長が任命する。
- 4 顧問は、本会の会長経験者をもって当てる。
- 5 相談役は、役員会の推薦を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、役員会があらかじめ指名する副会長が会長を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営に当たる。
- (4) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- (5) 事務局長は、本会活動に関する事務の総括を行う。
- (6) 会計は、本会の経理を担当する。
- (7) 事務局員は、事務局長を補佐し、事務処理を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。
- 3 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第三章 会 議

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議はすべて出席者の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する。

(総 会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、第5条に規定する者のほか、各校同窓会1名の代議員で構成し、顧問及び相談役並びに個人会員の出席を認める。
- 3 定期総会は、毎年2月に開催し、前年度事業及び決算報告、新年度事業計画及び予算案等を審議する。
- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合に開催する。
- 5 顧問及び相談役並びに個人会員は、議決権を有しない。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条第1項に規定する者で構成する。なお、顧問及び相談役で出席を希望する者の出席を妨げない。

- 2 役員会は、本会運営に関する細部事項を審議、決定する。

第四章 実行委員会

(実行委員会)

第12条 本会の事業を実施するため、次の実行委員会を設置する。

(1) ボウリング大会実行委員会

(2) バーベキュー大会実行委員会

2 実行委員会の構成、任務等はその都度定める。

3 第1項の実行委員会のほか、事業の必要性に応じて、役員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。

第五章 会 計

(経 費)

第13条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。

(年会費)

第14条 本会の年会費は、10,000円とする。

2 第4条第2項に規定する個人会員の年会費は、2,000円とする。

3 前2項の規定に関わらず、財政事情の変化により本会の運営に困難を来すことが予測される場合は、総会の承認を得て年会費を変更することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第六章 雑 則

(運営細則)

第16条 本会運営の細部に関し、運営細則を定めることができる。

2 運営細則は、役員会の承認を受けて実施適用できるが、直近の総会に於いて承認を受けなければならない。

(会則改正)

第17条 会則の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

1 本会則は、平成 9年 7月19日より施行する。

2 本会則は、平成 9年12月13日一部を改正し、同日から施行する。

3 本会則は、平成11年12月 4日一部を改正し、同日から施行する。

4 本会則は、平成12年 5月21日一部を改正し、同日から施行する。

5 本会則は、平成13年 4月 8日一部を改正し、同日から施行する。

6 本会則は、平成14年 4月14日一部を改正し、同日から施行する。

7 本会則は、平成16年 4月11日一部を改正し、同日から施行する。

8 本会則は、平成19年 3月17日一部を改正し、同日から施行する。

9 本会則は、平成29年 3月 5日全文改正し、同日から施行する。